

《次世代育成支援対策推進法第12条規定に基づく》

伊達信用金庫「一般事業主行動計画」

【計画の基本理念】

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について地域に貢献する企業となるため「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次のように行動計画を策定する。

【計画期間】

計画期間 2025年4月1日から2030年3月31日までの5年間

【目標・対策】

目標 1

子の看護等休暇の対象となる男性職員は年1回以上取得する。

<対策>

子の看護等休暇、育児休業、出生時育児休業の取得を促すため、職場環境の整備を行う。

目標 2

育児・介護休業法に基づく育児休業等の制度、および労働基準法に基づく産前産後休業等の制度の周知を図る。

<対策>

法改正に伴う迅速な対応、文書発信等による啓蒙を行う。

目標 3

- ・管理職一人あたりの月平均所定外労働時間を15時間以内とする。
- ・非管理職一人あたりの月平均所定外労働時間を3時間以内とする。

<対策>

- ・作業効率の見直しを行い労働時間の短縮を図る。
- ・有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組む。
- ・月に1回の確実な有給休暇の取得を実施する。
- ・バースデー休暇、プラスワン休暇の計画的な取得を促す。
- ・職員の有給休暇取得率をデータ化し、四半期毎に所属長に還元する。
- ・有給休暇の取得日数が低い職員に対して、人事担当者が聞き取りを実施する。

目標 4

学生を対象としたインターンシップ等の実施受入

<対策>

インターンシップ等を希望する学校および学生に対し可能な限り受入を行う。

以上